

I
川西市子どもの人権
オンブズパーソン制度の概要

制度の趣旨・目的
運営体制
主な活動
活動場所

I 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の概要

制度の趣旨・目的

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、1999年4月、全国で初めて条例により設置されました。これは、一人一人の子どものSOSを受けとめ、「いじめ」「体罰」「虐待」などの人権侵害から子どもを救済するための公的第三者機関です。オンブズパーソンは、個別具体的に子どもの救済を図り、子どもの救済からみえてきた課題に対しては、子どもの最善の利益の観点から市の機関などに対して是正や改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行います。

こうしたオンブズパーソンの活動は、条例第1条にある「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」という目的に向けた取り組みです。川西市において「子どもの人権が大切にされるまちづくり」を推進していくために、オンブズパーソンは条例に基づき、市の関係機関と相互に連携しながら、子どもと子どもにかかわるおとなを支援します。

運営体制

根拠

「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」（平成10年12月22日制定）、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例施行規則」（平成11年3月23日制定）に基づき活動を行っています。

組織（地方自治法上の市長の付属機関）

オンブズパーソン：3人

法曹界、医師、学識経験者、子どもの人権関係のNPO等から、市長が委嘱します。

相談員：4人

オンブズパーソンのアシスタントで、週4日勤務し、相談や申立ての受付業務を日常的に行う。うち一人がチーフ相談員となり、市の機関との連絡調整役を担当。

専門員：6人

オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。

事務局（行政職員）：1人

オンブズパーソンの事務を担当。相談や調査は担当しません。

主な活動 (※4頁「オンブズパーソン制度のしくみ」参照)

相談活動

市内の18歳未満の子ども(在住・在学・在勤)のことであれば、誰でも相談できます。受付時間は、平日の月曜日から金曜日の10時～18時。

相談方法は、電話、面談、FAX、手紙。場合によっては、家庭訪問や地域訪問を行っています。面談は原則予約制です。

初回の相談者が親などのおとなである場合でも、できるだけ、子どもに出会い、直接話を聴いて、子どもとともに問題解決を考えています。

相談の延長として、子どもの代弁や当事者間の相互理解を支援する必要がある場合は、関係調整(コーディネート)を行うこととなります(これを「調整活動」と呼んでいます)。

調査活動

子どもの擁護・救済の申立てを受けて実施する調査と、独自入手情報から自己発意により実施する調査とがあります。

調査の結果、4頁にある①～⑥の中から必要適切な対応を行います。

広報・啓発活動

子どもや市民に、オンブズパーソン制度を広く知ってもらい、必要がある場合は活用してもらえるように、市の機関と連携して行っています。

また、国連の「子どもの権利条約」の積極的な普及と、子どもの人権の擁護及び人権侵害を未然に防止する観点からも広報・啓発活動に取り組んでいます。

活動場所

オンブズパーソン事務局

市役所の3階にあります。相談員と事務局職員が常駐し、電話相談等の日常業務を行っています。

子どもオンブズくらぶ(相談室)

川西能勢口駅前のパルティ川西4階にあります。カーペット敷きで、おもちゃやゲーム、パソコン、本やマンガ、絵本もあり、子どもが安心して、相談員と一緒に遊んだり、コミュニケーションをしたりするのに使います。

相談が入っているときに使用するので、常駐はしていません。面談の際は、事前に予約してください。相談等に支障のない範囲で、市民に開放しています(使用の際は、登録グループとなる必要があります)。